

北野小学校 いじめ防止基本方針（抜粋）

この「北野小 いじめ防止基本方針」は、全6ページから保護者のかたがたに関係する箇所を抜粋し、編集し直したものです。全ページをご覧になりたい方は教頭まで連絡してください。

1 いじめ防止に向けた教師の心構え

- ①「いじめの解決を図れるのは教師である」「いじめを見逃さない」という自覚を、教師自身が常に明確に持つ。
- ②「心の居場所のある素晴らしいクラス」「知的な授業のあるクラス」づくりを目指すことにより、「いじめを許さないクラス」「いじめを見掛けたら注意し合えるクラス」を築いていく。
- ③「いじめは絶対に許さない」という教師の姿勢を、日ごろの言動により児童に示す。
- ④児童の些細な変化に気付いたら、教師は積極的に声を掛け、児童が何でも気軽に相談できる雰囲気作りに心掛ける。また、児童一人一人と話し合う機会を多く持つことができるよう教師は工夫をする。
- ⑤いじめに関わる研修を実施するとともに、いじめの早期発見、いじめへの対応の仕方について綿密に打ち合せ、教師全員の共通認識を図る。
- ⑥定期・臨時のいじめ調査から、いじめにつながる事案が浮かび上がってきた場合は、速やかに関係児童との面接方法や関係保護者との連携方法を工夫し、真相の究明から事後の指導まで徹底して行い、問題の早期全面解決を目指す。
- ⑦通学団会を年に数回実施して、登下校時の様子についても実態把握に努め、保護者や地域の方々の報告・協力を得ながら速やかに対応し、未然防止・早期解決に努める。
- ⑧児童や保護者、地域に対し、随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

2 いじめの早期発見の取り組み

- (1) 児童の表情や人間関係を普段から観察し、その変化を見逃さないようにする。
- (2) 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- (3) 生活アンケートや教育相談を定期的実施し（年6回）、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- (4) いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、学年主任、生徒指導担当、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

4 いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- (1) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- (2) 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- (3) 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態の対応フロー図】



